（削る）

第二節　個人型年金加入者等

（個人型年金加入者の申出）

第三十九条　法第六十二条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとする。

一　（略）

二　令第三十五条に規定する個人型掛金拠出単位期間（同条ただし書の規定により個人型年金加入者掛金を拠出する場合にあっては、令第三十六条の二第二項に規定する拠出区分期間。以下第五十六条の七まで及び第七十条第三項第二号において「拠出期間」という。）の個人型年金加入者掛金の額

三～五　（略）

六　法第六十二条第一項第二号に掲げる者にあっては、次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　掛金納付の方法（個人型年金加入者掛金を個人型年金加入者が自ら連合会に納付するか、又は申出者が使用されている厚生年金適用事業所の事業主を介して納付するかのいずれかの方法をいう。以下同じ。）

（削る）

七　（略）

2　前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　（略）

二　法第六十二条第一項第二号に掲げる者にあっては、次に掲げる書類

イ　（略）

ロ　個人型年金加入者掛金の納付を申出者が使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行う場合にあっては、その旨についての当該事業主の証明書（申出者が自ら個人型年金加入者掛金を連合会に納付する場合にあっては、当該納付を当該事業主を介して行うことが困難である旨及びその理由を当該事業主が記載した書類）

ハ　申出者が使用される厚生年金適用事業所の事業主が企業型年金を実施していない場合にあってはその旨、当該事業主が企業型年金を実施している場合にあっては申出者に係る企業型年金加入者の資格の有無（企業型年金加入者の資格を有している場合には、令第十一条第一号に規定する個人型年金同時加入制限者又は同条第三号に規定する個人型年金同時加入可能者のいずれに該当するかの別を含む。）についての当該事業主の証明書

ニ～チ　（略）

（加入確認の通知等）

第四十一条　連合会は、第三十九条第一項若しくは前条第二項の申出書又は前条第一項の届出書を提出した者が個人型年金加入者等の資格を取得したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した通知書を当該者に交付しなければならない。

一～五　（略）

六　個人型年金加入者掛金の納付を開始する年月日

2　（略）

第二節　個人型年金加入者等

第三十八条　削除

（個人型年金加入者の申出）

第三十九条　法第六十二条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとする。

一　（略）

二　令第三十五条に規定する個人型掛金拠出単位期間（同条ただし書の規定により個人型年金加入者掛金を拠出する場合にあっては、令第三十六条の二第二項に規定する拠出区分期間。以下第五十六条まで及び第七十条第三項第二号において「拠出期間」という。）の個人型年金加入者掛金の額

三～五　（略）

六　法第六十二条第一項第二号に掲げる者にあっては、次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　掛金納付の方法（掛金を個人型年金加入者が自ら連合会に納付するか、又は申出者が使用されている厚生年金適用事業所の事業主を介して納付するかのいずれかの方法をいう。以下同じ。）

七　法第六十二条第一項第三号に掲げる者にあっては、掛金納付の方法

八　前各号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項

2　前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　（略）

二　法第六十二条第一項第二号に掲げる者にあっては、次に掲げる書類

イ　（略）

ロ　掛金の納付を申出者が使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行う場合にあっては、その旨についての当該事業主の証明書（申出者が自ら掛金を連合会に納付する場合にあっては、当該納付を当該事業主を介して行うことが困難である旨及びその理由を当該事業主が記載した書類）

ハ　申出者が使用される厚生年金適用事業所の事業主が企業型年金を実施していない場合にあってはその旨、当該事業主が企業型年金を実施している場合にあっては申出者に係る企業型年金加入者の資格の有無（企業型年金加入者の資格を有している場合には、令第七条第一項第二号に規定する個人型年金同時加入可能者又は令第十一条第一号に規定する個人型年金同時加入制限者のいずれに該当するかの別を含む。）についての当該事業主の証明書

ニ～チ　（略）

（加入確認の通知等）

第四十一条　連合会は、第三十九条第一項若しくは前条第二項の申出書又は前条第一項の届出書を提出した者が個人型年金加入者等の資格を取得したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した通知書を当該者に交付しなければならない。

一～五　（略）

六　掛金の納付を開始する年月日

2　（略）